

新たな国際基準のポイントと今後の見通し

IFRS財団、気候関連開示基準の草案を公表

2021年11月、国際会計基準を策定しているIFRS（国際財務報告基準）財団が、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立を発表。22年3月には、サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項と、気候関連開示に関する基準の公開草案を公表した。気候変動をはじめとするサステナビリティ関連の情報開示をめぐる、これまでさまざまな基準が乱立していたが、ISSBによる新基準が国際標準となることが期待されている。他方で、先般公表された公開草案では、業種別に細かな開示指標が指定されており、日本企業にとってもさらなる情報開示が求められることが想定される。本稿では、ISSBによる公開草案公表までの経緯を振り返るとともに、新基準のポイントと今後の見通しについて述べる。

情報開示基準統一への流れ

近年、持続可能な社会を実現する企業や経済活動に対して資金を供給する「サステナブル金融」が拡大の一途をたどっており、サステナブル金融を実践する投資家や金融機関の意思決定に資するため、企業価値に影響を与える可能性があるサステナ

ビリティ関連情報を開示する必要性が高まっている。これに伴い、これまでさまざまなサステナビリティ関連情報開示の基準や枠組みが開発されてきた。しかし、これらは、開発主体が設立された背景や目的の違いに応じて開示項目や対象などが少しずつ異なっている。その結果、基準を利用する企業にとっては複数の基

準を参照し使い分けなければならぬことによる非効率な点が、開示情報を利用する投資家や金融機関にとっては情報の一貫性や比較可能性を担保できない点が課題として指摘されてきた。

こうした状況の中で、20年9月、IFRS財団はサステナビリティ関連情報開示に関する国際基準の開発

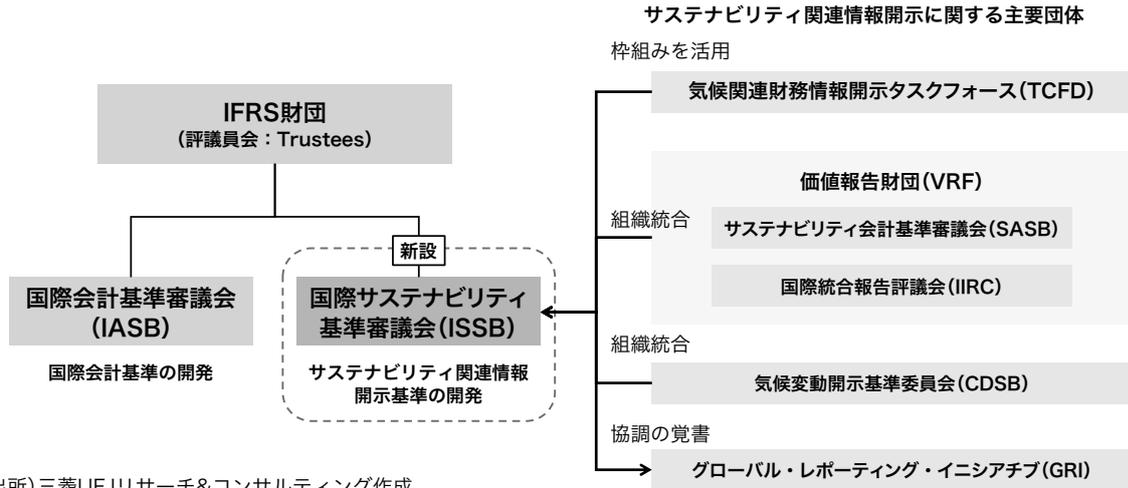
に取り進む意向を表明した。日本を含む各国政府や証券監督者国際機構（IOSCO）などの関係者は、国際的に一貫性があり、比較可能で信頼できる情報開示につながる機会であるとしてこの意向を支持。これを受けて、IFRS財団は21年3月に準備ワーキンググループを設立して具体的な検討を進め、同11月に財団傘下の新たな基準設定主体としてのISSB設立へと至った。

ISSBは、その設立背景と目的を踏まえて、新たな基準を一から開発するのではなく、既存の基準や枠組みを基礎とし、これらの設定主体と協力するアプローチを採用している。実際、先般公表された新基準の公開草案は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）による情報開示の枠組みとサステナビリテ

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
持続可能社会部 主任研究員
兼サステナブルビジネス戦略センター長
奥野麻衣子

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
地球環境部兼サステナブルビジネス戦略センター 研究員
正垣裕太郎

【図表1】ISSBによる情報開示基準の統一



(出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

イ会計基準審議会(SASB)による産業別開示指標に基づく内容となつている(具体的な開示項目は後述する)。また、IFRS財団は、ISSBの設立に際して、SASBと国際統合報告評議会(IIRC)が合併して発足した価値報告財団(VRF)および気候変動開示基準委員会(CDSB)を統合することを発表したほか、22年3月にグローバル・レポートング・イニシアチブ(GRI)とも覚書を締結し、お互いの基準開発を協調して進めることとしている。

このように、ISSBはサステナビリティ関連情報開示の主要団体を取り込みながら基準の開発を進めている(図表1)。ISSBによる新たな基準が国際標準となることで、サステナビリティ関連情報開示の基準をめぐる混乱が解消し、投資家・金融機関にとって利用しやすい情報の開示が促進されることが期待される。

新基準の開示項目別ポイント

ここからは、ISSBが先般公表した気候関連開示基準(以下、S2)の公開草案について、その基礎であるTCFDの開示枠組みとの違いも踏まえて、ポイントを紹介したい。

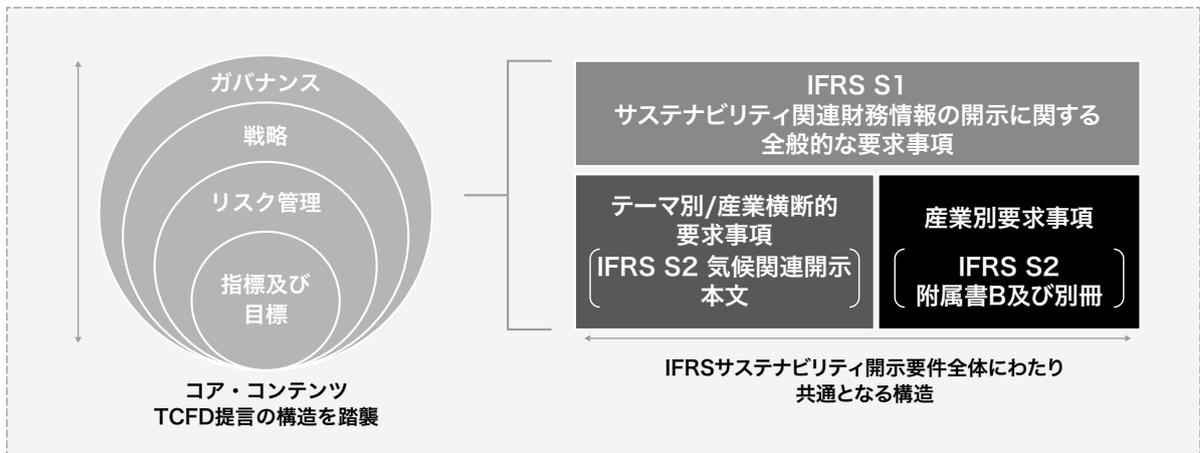
【全体像】S2に入る前に、サステナビリティ関連財務情報開示の全般的な要求事項(以下、S1)を含めたISSB基準の全体構造を示す(図表2)。ISSB基準は、全般的な要求事項、テーマ別・産業横断的・産業別の三つで構成され、全ての基準に共通の枠組み(コア・コンテンツ)として、TCFD提言の構造(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)が採用されている。今回の個別テーマは気候関連だが、今後他のテーマに拡張できる構造である。S1は、情報の主要な利用者(投資家等)が企業価値を評価し投資決定をする際に有用な、重大な(significant)サステナビリティ関連リスクと機会のすべてに関して、重要性がある(material)情報を開示するための要件である。ISSB基準共通の開示要件の他に、用語の

定義や考え方(特徴)も示されており、例えば重要性(materiality)や企業価値の定義、サステナビリティ関連財務情報とは何か、情報の記載場所などについて説明されているので、S2と一体的に理解する必要がある。

【ガバナンス】自社の気候関連リスク・機会を監視するガバナンス機関(ガバナンスを担当する取締役会、委員会または同等の機関を含む)に関する情報、およびこれらのプロセスにおける経営者の役割について開示が求められている。具体的な開示事項は、基本的にTCFDの枠組みにおける推奨開示項目と同じだが、より詳細化されている。気候関連リスク・機会に対応する機関および個人の身元、当該機関の責任の事業体の付託事項や取締役会の権限およびその他関連する方針への反映、気候関連リスク・機会への対応戦略を監督するための適切なスキルと能力の確保方法、気候関連リスク・機会専用の管理の適用と他の内部機能との統合についての開示が追加されている。

【戦略】自社の重大な(significant)気候関連リスク・機会に対処するた

〈図表2〉ISSB基準の構造



(出所)2022年4月28日IFRS財団開催ウェビナー資料「ISSB's exposure drafts」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

めの事業体の戦略について開示が求められている。TCFD枠組みよりも全般に詳細な開示が求められる他、移行計画にはS1の戦略開示要件が適用されるため、排出削減目標の開示とカーボンオフセットの使用に関する明示的な要件が追加されている。具体的には、削減目標の達成のためにカーボンオフセットを使用する場合は、その種類、認証スキームの有無、依存の程度などの説明が求められる。この他、自社のビジネスモデル、戦略、資源の割り当て、生産プロセス、製品、労働力の変更を含む気候関連リスク・機会への直接的な対応方法、顧客やサプライヤーとの協力を含む気候関連リスク・機会への間接的な対応方法、戦略と計画に対する資源の供給方法、時間の経過に伴い投資計画と資金調達を含む財政状態と財務実績（収益とコスト）がどのように変化するか、の予想については、TCFD枠組みよりも詳細な開示が求

められる。戦略のレジリエンスについても、重大な不確実性の領域、時間の経過に伴い戦略を調整し適応する自社の能力、レジリエンスの分析・評価の実施方法の詳細に関する情報が追加で求められる。【リスク管理】自社の気候関連リスク・機会を特定、評価、管理するプロセスについて開示が求められている。具体的開示事項は、基本的にTCFDの枠組みにおける推奨開示項目と同じである。ただし、気候関連のリスクだけでなく、機会に関する開示も求められている点に大きな違いがある。細かい点では、気候関連リスクの特定プロセスに関する具体的な情報として、使用するパラメータ（データソース、対象事業の範囲、仮定など）や、以前の報告期間と比較してリスクの特定プロセスが変更されたかについての開示が追加されている。

【指標と目標】自社の重大な気候関連リスク・機会を測定、モニタリング、管理するための指標と目標について開示が求められている。TCFD枠組みとの大きな違いは、業種横断的な指標に加え、後述する産業別指標の開示が求められている点である。また、温室効果ガス（GHG）排出量のスコープ1（直接排出量）およびスコープ2（購入した電力・熱・蒸気による間接排出量）について、GHGプロトコルに準拠して算定し、連結会計グループと関連会社・共同支配企業・非連結子会社等のグループに分けて開示することが求められている。スコープ3排出量（バリューチェーン上の間接排出量）についても原則として開示が求められており、開示しない場合にはその理由を開示する必要がある。なお、GHG排出量以外の業種横断的な指標には、移行リスクおよび物理的リスクのそれぞれに脆弱な資産または事業活動の額・割合、気候関連機会と整合した資産または事業活動の額・割合、気候関連リスク・機会に対する資本支出等の額、内部炭素価格、気候に関連する役員報酬が挙げられており、これらはTCFD枠組みと整合している。目標については、パリ協定等の国際目標との比較や第三者による検証の有無、産業別脱炭素アプローチの使用の有無についての開示が追加的に求められている。

ISSBの気候関連開示基準における大きな特徴は、11産業68業種別の気候関連リスク・機会の開示指標を示していることである。例えば、運輸産業に分類されている自動車製造業では、消費者嗜好の変化による移行リスクや規制水準を満たすイノベ

ーションや新興市場におけるシェア拡大による機会獲得の観点から、「燃費および製品使用段階におけるGHG排出量」が開示すべきトピックであるとし、地域別売り上げで加重平均した燃費性能、ゼロエミッション車やハイブリッド自動車等の販売台数、リスク・機会を管理するための戦略に関する議論を開示指標として求めている。その他の産業・業種では、ビジネスモデルの違い等に依り、「原材料調達」、「資源効率の高い設計」などが開示トピックとなっている。これらの具体的な開示指標は、米国企業を対象として開発された「SASBスタンダード」を基礎としているが、米国における特定の法令や制度に言及する指標は国際化が図られている。また、金融産業においては、ファイナンス先の排出量 (financed emissions) が開示指標として追加されている。日本で

はTCFD枠組みに準拠した開示が普及しつつある一方で、SASBスタンダードに準拠した開示指標を用いている企業は限られることから、多くの企業にとって追加的な対応が必要になる可能性が高いポイントの一つであろう。

【その他】今回公表された公開草案では、気候関連情報について監査や検証を受けることは要件となっていないものの、開示情報の質的有用性を高める方法の一つとして「検証可能性」が言及されている。大手企業においてはGHG排出量データについて第三者検証を受ける例が増加していることから、ISSBによる基準の最終化に向けて、検証実施が要件として追加されるかどうか注視すべきポイントである。

今後の見通し

公開草案へのコメント期限は22年7月29日となっており、今年末の最終基準の公表が予定されている。現状では基準の発効日は未定だが、早期適用は認められている。我が国では、金融庁の金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において、有価証券報告書に重要な

サステナビリティ情報の記載欄を設けることや、任意開示において気候変動関連開示の質と量の充実を促すことが検討されている。併せてサステナビリティ開示における保証のあり方についても中長期的な課題と認識されており、今後検討が進められる。

また、ISSBは4月27日、各国・地域におけるサステナビリティ開示基準と本国際基準との互換性を強化するための作業部会を設立。中国、欧州、日本、英国、米国が参加しており、グローバルな市場参加者のニーズに完全に答えつつ異なる法域にある企業の報告作業の効率化や各国・地域のニーズにも対応可能な国際基準のあり方について議論される見込みである。日本国内の議論の受け皿としては、財務会計基準機構 (FAFF) の下にサステナビリティ基準委員会 (SBJ) が設立されており、21年中に4回の準備委員会開催を経て22年1月に正式発足している。SBJを中心として国内の開示実務や投資家の意見を集約し、ISSBへの働きかけや国際的な意見発信を行うとみられる。